

(1) 改正案全般に関するもの

(合計件数 21件)

番号	該当箇所 (内容)	ご意見	回答	件数
1	省エネ基準 の対象の拡大	床面積2,000㎡以上に限定せずに、 全ての住宅に現行の省エネルギー基 準を要件化すべきである。	現段階では省エネルギー基準への適合を義 務づけるものではなく、届出義務の対象を 拡大するとともに、建築主等に対して确实 に指導・助言を行うことによって、建築物 全体の省エネ化を推進していく考えです。	2
2	判断基準の 適用範囲に ついて	建築主等に関する定義において、建 築物の部分的な修繕、模様替、改修 を実施しようとする者に対しても、 本判断基準が適用されると解釈され るのか。また部分的な行為に対して 免除規定を設けるのであれば、その 範囲を明示してほしい。	修繕、模様替、改修を実施する者につい ても、現行の判断基準の対象となります。 ただし、政令で定める規模以上の修繕、模様 替、改修を行う場合は、省エネ措置の届出 が必要となり、判断基準と比べて省エネ措 置が著しく不十分な場合は、指示・公表さ れることとなります。(政令で定める規模 に満たない修繕、模様替、改修の場合は、 判断基準への適合の努力義務となりま す。)	1
3		修繕、模様替、改修を実施する場 合において、例えば空気調和設備のみ を対象として実施する場合は、当該 設備のみが届出対象になると考えて よいか。	大規模な修繕等を行った設備等につい てのみ、省エネ措置の届出の対象となりま す。例えば、空気調和設備のみを大規模改修 した場合は、空気調和設備のみが省エネ措 置の届出の対象となります。	1
4	届け出るべ き内容の範 囲について	修繕、模様替、改修を実施する場 合において、例えば空気調和設備のう ちある特定の一部設備のみを対象と して実施する場合にも、当該設備全 体が届出対象になるのか。また、部 分の届出を容認する場合の具体的な 事例を明示してほしい。	修繕、模様替、改修に関して、それぞれの 届出対象となる要件をエネルギーの使用の 合理化に関する法律施行令の一部改正案に て定める予定です。例えば、空気調和設備 の一部の改修がその要件を満たせば、空気 調和設備全体が届出対象となります。な お、具体的な事例は解説書で示す予定で す。	1
5	修繕等にお ける省エネ 措置の主体 について	特定建築物の所有者の定義におい て、所有者と管理者が異なる場合に あっては管理者が所有者とみなされ ることとなっているが、修繕、模様 替、改修においては所有者とすべき である。	省エネ措置の努力義務について、「建築物 の所有者（所有者と管理者が異なる場合は 管理者）」が対象となるとともに、「修繕 等を行おうとする者」についても法律に別 途努力義務を規定しております。	1
6	住宅に係る 届出の際に 用いる判断 基準につい て	床面積2,000㎡以上の住宅につい て届出をする場合、住宅に係る「建 築主等及び特定建築物の所有者の判断 の基準」に基づいて届出すべきこと を明確にするため、その旨を記述す べきである。	「建築物に係るエネルギーの使用の合理化 に関する建築主等及び特定建築物の所有者 の判断の基準」別表第1中に記載される用途 に「住宅」が含まれていないことから同基 準が住宅に適用される誤解は少ないものと 考えていますが、解説書、講習会等を通じ て周知を図ります。	1
7	複合用途の 取扱い	複合用途の建築物の場合、住宅部分 以外がどの程度の面積であれば、住 宅に係る判断基準で判断してよい か。	住宅を含む複合用途の建築物（床面積2,000 ㎡以上）の取扱いについては、現在検討中 であり、解説書、講習会等を通じて周知を 図ります。	1

8	講習会の実施等について	政令の改正、講習会の実施など、できる限り早期に実施すべきである。(特に、住宅について具体的な計算方法の例などを説明してほしい。)	届出、定期報告に関する内容を中心に、告示改正に係る講習会を実施する予定です。	1
9	維持保全の状況の報告様式について	維持保全の状況の報告の様式を示してほしい。	維持保全の状況の報告の様式については、現在検討中です。	1
10	住宅品質確保法における運用について	住宅品質確保法に基づく住宅性能表示制度において既に取得している特別評価方法認定及び住宅型式性能認定について、改正後も使用できるようにしてほしい。	今回の省エネ基準の改正は要求水準を向上させることを目的としたものではないため、既に取得している特別評価方法認定、住宅型式性能認定については、改正後も使用可能になるものと考えられます。	6
11	断熱改修の具体的なシステムについて	外壁、窓等の熱の損失の防止の部分の記述について、分かりやすくするため、樹脂内窓など断熱改修に係る具体的なシステムを記述すべきである。	樹脂サッシの活用を含む断熱改修の手法については、住宅に係る設計施工指針3(1)ロ表中6において対応しているものと考えています。また、具体的な施工例については、解説書に記載する予定です。	1
12	給湯設備に関する部分について	給湯設備の部分について、湯を節約する機器の採用や保温性の高い浴槽の採用についても記述すべきである。	建築物に係る判断基準においては、既に節水を評価しております。一方、住宅に係る判断基準においては、住戸ごとに設ける設備は対象としておりません。	1
13	外壁、窓等の改修について	建築物に係る判断基準1-5(2)及び住宅に係る判断基準の1-10(2)において、「外壁、屋根、床、窓及び開口部の清掃、補修等により、住宅の断熱性を適切に維持すること」とあるところを、「改修」や「改善」を追加し、「外壁、屋根、床、窓及び開口部の清掃、補修、改修等により、住宅の断熱性を適切に維持、改善すること」に修正すべきである。	建築物に係る判断基準及び住宅に係る判断基準とも、改修については1-1が該当し、「外壁、屋根、床、窓及び開口部を断熱性の高いものとする」としています。	1
14	エネルギーの熱量換算に関して	「その他のエネルギーにあつては組成等の実況によるものとする」とは化学組成等から求められる理論値で良いか。それとも実験等により確かめられた値とするのか。	一般的な理論または理論値が存在するか、実測値に基づく値など、数値が明らかな場合を想定しています。	1
15	住宅の省エネ化の促進について	住宅のエネルギー性能を「燃費」で表示し、税負担に差をつけることによって、住宅の省エネルギー化を促進すべきである。	住宅品質確保法に基づく住宅性能表示制度においては、住宅の省エネルギー性能を1～4等級の4区分で表示することとしているところです。なお、公庫の証券化ローンにおいては等級4に適合する省エネルギー住宅について適用される住宅ローン金利の優遇を行うことにより、その普及を図っているところです。	1